

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

三木市上下水道部水道業務課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※ 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

※ 期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに改めて**ダイレクトメール**にて通知文を送付させていただきます。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から 1年	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	〃 2年	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	〃 3年	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	〃 4年	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	〃 5年	令和6年9月29日まで

(注意) 指定を受けた日は、新規の指定を受けた日となります。指定事項の変更等により新たに発行した指定証に記載されている日は、指定を受けた日には該当しません。

● 指定更新の要件は

新規申請と同じ3項目

水道法第25条の3(指定の基準)を準用

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

● 更新申請手数料 10,000円

(三木市水道事業給水条例第37条による)

● 更新申請に必要な書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
 - 2 誓約書(様式第2)
 - 3 機械器具調書(別表)
 - 4 <法人の場合> 定款(余白に原本証明)
登記事項証明書(コピ-不可)
<個人の場合> 住民票(コピ-不可)
 - 5 選任する給水装置工事主任技術者免状の写し
 - 6 三木市指定給水装置工事事業者者証(原本)
 - 7 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- <給水装置工事主任技術者に変更がある場合>
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式3)

◎ 指定更新申請時に併せて4項目の確認を行います

事業の運営に関する基準(水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ 4項目確認書類(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講証等
- ・施工者の経験の有無・配管技能の資格の有無